

## 出雲市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 市民の生活に不可欠な公共交通サービスの確保と、持続可能な地域公共交通網の構築を目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき出雲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整

(委員)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
  - (3) 鉄道事業者
  - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
  - (5) 観光事業者
  - (6) 出雲市議会議員
  - (7) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する者
  - (8) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する者
  - (9) 出雲市総合政策部長
  - (10) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

(役員を選出)

第5条 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は委任により代理者を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 協議会は、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会は会長が必要と認めた者（以下「ワーキング委員」という。）で組織する。

3 ワーキング部会は必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員及びワーキング委員の謝金は日額3,110円とする。ただし、次に掲げる者についてはこれを支給しないものとする。

(1) 第3条第7号から第9号に規定する委員

(2) 行政職員

(3) 申出のあった委員及びワーキング委員

2 規約第6条第4項及び第7条第3項の規定により出席した者への謝金については前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第9条 委員及びワーキング委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を準用する。ただし、前条第1項各号に規定する者については、これを支給しないものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及びワーキング委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、出雲市総合政策部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局長は、出雲市総合政策部交通政策課長とする。

(会計)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 協議会の予算及び決算は、委員の承認を得なければならない。

(監査)

第 13 条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は令和3年8月23日から施行する。